

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ヒューリック株式会社		コード	3003
提出日	2023/1/4	異動(予定)日	2022/12/31	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である根津公一氏が、期中(2022年12月31日付)で監査役(社外監査役)を退任したため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	宮島 司	社外取締役	○												△					有
2	山田 秀雄	社外取締役	○												△		○			有
3	福島 敦子	社外取締役	○												△					有
4	辻 伸治	社外取締役	○												△				訂正・変 更	有
5	小林 伸行	社外監査役	○												△					有
6	関口 憲一	社外監査役	○												△				訂正・変 更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役の宮島 司氏は、2016年3月慶應義塾大学を定年退職し、同年4月より慶應義塾大学名誉教授、並びに朝日大学法学部・大学院法学研究科教授を務めております。同氏は2020年12月まで当社の経営アドバイザー委員に就任しており、関連する活動に対する謝礼を支払う取引を行ってまいりました。しかしながら、その性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断しております。	学識経験者として高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明している。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任している。
2	社外取締役の山田 秀雄氏は、山田・尾崎法律事務所にて弁護士業を営んでおります。同氏は2020年12月まで当社の経営アドバイザー委員に就任しており、関連する活動に対する謝礼を支払う取引を行ってまいりました。しかしながら、その性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断しております。又、当社は、同氏が理事長を務める公益財団法人橋秋子記念財団に対して、次世代育成支援を目的として寄付金の支払をしております。しかしながら、それらの取引の性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断しております。	弁護士として高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明している。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任している。
3	社外取締役の福島 敦子氏は、ジャーナリスト・キャスター・コラムニストとして、現代社会の問題をテーマにした講演・執筆活動等を幅広く行なっております。同氏は2020年12月まで当社の経営アドバイザー委員に就任しており、関連する活動に対する謝礼を支払う取引を行っております。しかしながら、その性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断しております。	ジャーナリストとして高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明している。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任している。
4	社外取締役の辻 伸治氏は、SOMPOひまわり生命保険株式会社取締役、SOMPOケア株式会社取締役、並びにSOMPOホールディングス株式会社グループCOO、代表執行役副社長を2022年3月まで、SOMPOホールディングス株式会社取締役を2022年6月まで務めてまいりました。SOMPOホールディングス株式会社の事業会社である損害保険ジャパン株式会社は、当社の株主であり、かつ同社より事業資金の借入も行っておりますが、出資比率は10%未満、借入額は連結総資産の1%未満であり、いずれも当社が定める独立社外役員の独立性判断基準内に収まっております。	企業経営者として高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明している。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任している。
5	社外監査役の小林 伸行氏は、小林公認会計士事務所所長を務めております。同氏は2020年12月まで当社の経営アドバイザー委員に就任しており、関連する活動に対する謝礼を支払う取引を行ってまいりました。しかしながら、当社と同事務所との間には顧問契約等の取引がありますが、その性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断しております。	会計の専門家として高い見識を有しており、取締役会及び監査役会において社外監査役として有用な意見の表明が期待できる。また、東証規程に則った当社が独立社外役員について定める独立性判断基準を充足していることから独立役員に選任するもの。

6	<p>社外監査役の関口 憲一氏は、2013年7月まで明治安田生命保険相互会社の取締役会長代表執行役であり、現在は同社の特別顧問であります。当社と当社との間には、不動産賃貸借等の取引があります。また、同社は当社の株主であり、かつ同社より事業資金の借入も行ってありますが、出資比率は10%未満、借入額は連結総資産の1%未満であり、いずれも当社が定める独立社外役員の独立性判断基準内に収まっており、その性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれは無いと判断しております。</p>	<p>企業経営者として高い見識を有しており、取締役会及び監査役会において社外監査役として有用な意見の表明が期待できる。また、東証規程に則った当社が独立社外役員について定める独立性判断基準を充足していることから独立役員に選任するもの。</p>
---	---	--

4. 補足説明

当社が定める「独立社外役員の独立性判断基準」は当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに開示しております。
 ホームページへのリンク：<https://www.hulic.co.jp/sustainability/governance/governance/guideline.html>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。